

広島県告示第七百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和五年六月五日までの間、縦覧に供する。

令和五年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|-----------|--|------------|
| 県道浜田八重可部線 | 安芸高田市八千代町土師字鳥越二一五三二番一地先から 安芸高田市八千代町土師字鳥越二一五三二番一地先まで | 令和五年五月二十二日 |